

愛知県内市町村 成年後見制度体制整備の取り組み状況

2024.8.15

地域	市町村名	名称	設置 形態	中核機関等の設置状況				法人後見の実施	
				広域NPO	社協	行政	社福法人	広域NPO	社協
①名古屋	名古屋市	名古屋市成年後見あんしんセンター	社協		○				○
②尾張	瀬戸市	NPO法人 尾張東部権利擁護支援センター	広域 NPO	○ (5市1町)				○ (5市1町)	
	尾張旭市								
	豊明市								
	日進市								
	長久手市								
	東郷町								
	小牧市	NPO法人 尾張北部権利擁護支援センター	広域 NPO	○ (2市2町)				○ (2市2町)	
	岩倉市								
	大口町								
	扶桑町								
	春日井市	春日井市高齢者・障がい者権利擁護センター	社協		○				
	江南市	江南市成年後見センター	社協						○
	一宮市	令和6年度中設置予定	(社協)						
	犬山市	犬山市成年後見センター	行政			○			
	稲沢市	稲沢市成年後見センター	社協		○				○
	清須市	清須市成年後見支援センター	社協		○				
北名古屋市	北名古屋市権利擁護支援センター	行政			○				
豊山町	豊山町成年後見センター	社協		○					
③海部	津島市	津島市成年後見センター（令和6年7月1日設置）	行政			○			
	愛西市	愛西市権利擁護支援センター	社協		○				
	弥富市	NPO法人 海部南部権利擁護センター	広域 NPO	○ (1市1町 1村)				○ (1市1町 1村)	
	蟹江町								
	飛島村								
	あま市	あま市権利擁護センター	行政		○				○
	大治町	おおはる成年後見支援センター	社協		○				
④知多	半田市	NPO法人 知多地域権利擁護支援センター	広域 NPO	○ (4市5町)				○ (4市5町)	○
	常滑市								
	東海市								
	知多市								○
	阿久比町								
	東浦町								
	南知多町								
	美浜町								
	武豊町								
大府市	大府市成年後見センター	行政			○			○	
⑤西三河	豊田市	豊田市成年後見支援センター	社協		○				○
	知立市	知立市成年後見支援センター	社協		○				○
	幸田町	幸田町成年後見支援センター	社協		○				○
	岡崎市	岡崎市成年後見支援センター	社協		○				○
	碧南市	碧南市成年後見支援センター	社協						○
	刈谷市	刈谷市成年後見支援センター	社協		○				○
	安城市	安城市成年後見センター	社協		○				○
	西尾市	西尾市成年後見センター	社協						○
	高浜市	高浜市権利擁護支援センター	社協						
⑥東三河	みよし市	みよし市成年後見支援センター	社協		○				
	豊橋市	豊橋市成年後見支援センター	社協		○				○
	豊川市	豊川市成年後見センター	社協		○				○
	蒲郡市	蒲郡市成年後見センター	社協						○
	田原市	田原市成年後見センター	社協						○
	新城市	新城市権利擁護支援センター	社協		○				○
	設楽町	設楽町権利擁護支援センター	社福法人				○		
	東栄町								
豊根村									
合計(54市町村)		・センター設置市町村 51(単独29 広域22) 内訳:社協23 行政5 社福1 NPO 22(4センター)		22	13	4	1	22	20
		・中核機関設置市町村 45(単独23 広域22) 内訳:社協13 行政4 社福1 行政・社協5 NPO22(4センター)		共同設置(機能分散) 5				(重複2市)	
		・センター未設置市町村 3(1市1町1村)							

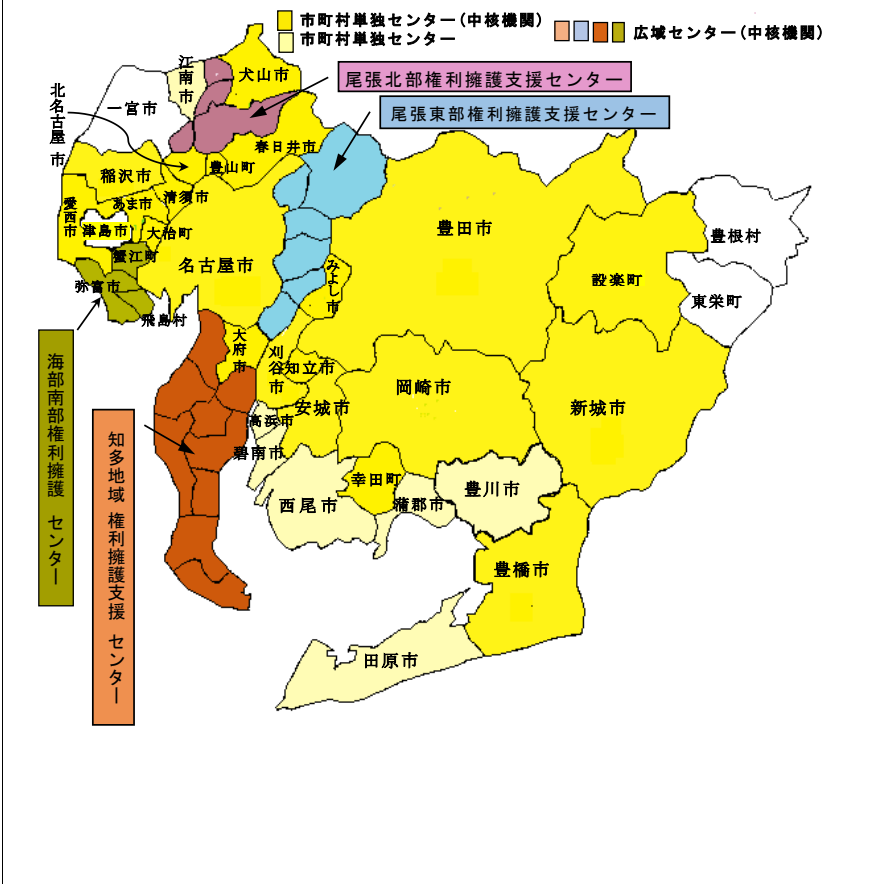
成年後見支援センター等設置年月日

設置順	市町村名	名称	設置年月日	
1	田原市	田原市成年後見センター	平成20年2月1日	4市5町 広域NP0法人
2	半田市	知多地域権利擁護支援センター	平成20年4月1日	
2	常滑市	知多地域権利擁護支援センター	平成20年4月1日	
2	東海市	知多地域権利擁護支援センター	平成20年4月1日	
2	知多市	知多地域権利擁護支援センター	平成20年4月1日	
2	阿久比町	知多地域権利擁護支援センター	平成20年4月1日	
2	東浦町	知多地域権利擁護支援センター	平成20年4月1日	
2	南知多町	知多地域権利擁護支援センター	平成20年4月1日	
2	美浜町	知多地域権利擁護支援センター	平成20年4月1日	
2	武豊町	知多地域権利擁護支援センター	平成20年4月1日	
11	名古屋市	名古屋市成年後見あんしんセンター	平成22年10月1日	5市1町 広域NP0法人
12	江南市	江南市成年後見センター	平成22年11月1日	
13	安城市	安城市後見支援センター	平成23年4月1日	
14	豊川市	豊川市成年後見センター	平成23年10月1日	
14	瀬戸市	尾張東部権利擁護支援センター	平成23年10月1日	
14	尾張旭市	尾張東部権利擁護支援センター	平成23年10月1日	
14	豊明市	尾張東部権利擁護支援センター	平成23年10月1日	
14	日進市	尾張東部権利擁護支援センター	平成23年10月1日	
14	長久手市	尾張東部権利擁護支援センター	平成23年10月1日	
20	東郷町	尾張東部権利擁護支援センター	平成23年10月1日	
21	新城市	新城市権利擁護支援センター	平成25年4月1日	2市2町 広域NP0法人
22	豊橋市	豊橋市成年後見支援センター	平成25年5月29日	
23	蒲郡市	蒲郡市成年後見センター	平成25年10月1日	
24	高浜市	高浜市権利擁護支援センター	平成26年10月1日	
25	刈谷市	刈谷市成年後見支援センター	平成27年4月1日	
26	春日井市	春日井市高齢者・障がい者権利擁護センター	平成27年7月1日	
27	西尾市	西尾市成年後見センター	平成27年10月1日	
28	碧南市	碧南市成年後見支援センター	平成28年4月1日	
28	知立市	知立市成年後見支援センター	平成28年4月1日	
30	岡崎市	岡崎市成年後見支援センター	平成28年7月1日	
31	幸田町	幸田町成年後見支援センター	平成29年4月1日	1市1町1村 広域NP0法人
32	豊田市	豊田市成年後見支援センター	平成29年7月1日	
33	小牧市	尾張北部権利擁護支援センター	平成30年4月1日	
33	岩倉市	尾張北部権利擁護支援センター	平成30年4月1日	
33	大口町	尾張北部権利擁護支援センター	平成30年7月1日	
33	扶桑町	尾張北部権利擁護支援センター	平成30年3月12日	
37	みよし市	みよし市成年後見支援センター	令和2年7月1日	
38	犬山市	犬山市成年後見センター	令和2年10月1日	
39	弥富市	海部南部権利擁護センター	令和3年1月4日	
39	蟹江町	海部南部権利擁護センター	令和3年1月4日	
39	飛島村	海部南部権利擁護センター	令和3年1月4日	
42	稲沢市	稲沢市成年後見センター	令和3年4月1日	
42	あま市	あま市権利擁護センター	令和3年4月1日	
42	豊山町	豊山町地域包括支援センター	令和3年4月1日	
45	大府市	大府市成年後見センター	令和4年4月1日	
45	北名古屋市	北名古屋市権利擁護センター	令和4年4月1日	
45	大治町	おおはる成年後見支援センター	令和4年4月1日	
48	清須市	清須市成年後見支援センター	令和5年6月1日	
49	愛西市	愛西市権利擁護支援センター	令和5年7月1日	
50	設楽町	設楽町権利擁護支援センター	令和5年12月1日	
51	津島市	津島市成年後見センター	令和6年7月1日	

取り組み状況地図（2024 年と 2018 年の比較）

愛知県内市町村の成年後見制度の取り組み状況

2024.7.1 現在



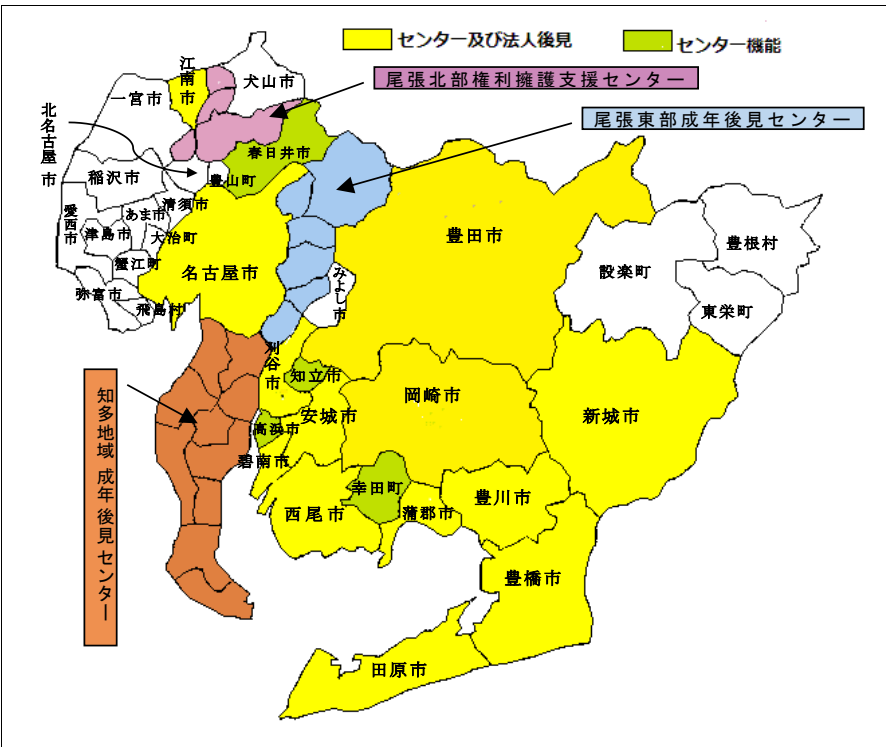
センター名称及び法人後見実施地域（※）

- ※名古屋市中心後見あんしんセンター
- ※豊橋市成年後見支援センター
- ※岡崎市成年後見支援センター
- 春日井市高齢者・障がい者権利擁護センター
- ※豊川市成年後見支援センター
- ※碧南市成年後見支援センター
- ※刈谷市成年後見支援センター
- ※豊田市成年後見支援センター
- ※安城市成年後見センター
- ※西尾市成年後見センター
- ※蒲郡市成年後見センター
- 犬山市成年後見センター
- ※江南市成年後見センター
- ※稲沢市成年後見センター
- ※新城市権利擁護支援センター
- ※知立市成年後見支援センター
- 高浜市権利擁護支援センター
- ※田原市成年後見センター
- みよし市成年後見支援センター
- ※あま市権利擁護センター
- 豊山町成年後見センター
- ※幸田町成年後見支援センター
- 北名古屋市権利擁護支援センター
- おおはる成年後見支援センター
- ※大府市成年後見センター
- 清須市成年後見支援センター
- 愛西市権利擁護支援センター
- 設楽町権利擁護支援センター
- 津島市成年後見センター

広域センター

- ※尾張東部権利擁護支援センター
(瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町)
- ※知多地域権利擁護支援センター
(※半田市、常滑市、東海市、※知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町)
- ※尾張北部権利擁護支援センター
(小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町)
- ※海部南部権利擁護センター
(弥富市、蟹江町、飛島村)

*2018.8.15 現在



センター設置：

- ※名古屋市中心後見あんしんセンター
- ※豊橋市成年後見支援センター
- ※岡崎市成年後見支援センター
- 春日井市高齢者・障がい者権利擁護センター
- ※豊川市成年後見センター
- ※碧南市成年後見支援センター
- ※刈谷市成年後見支援センター
- ※豊田市成年後見支援センター
- ※安城市社会福祉協議会成年後見支援事業
- ※西尾市成年後見センター
- ※蒲郡市成年後見センター
- ※江南市成年後見センター
- ※新城市成年後見支援センター
- 知立市成年後見センター
- 権利擁護支援センター（高浜市）
- ※田原市成年後見センター
- 幸田町成年後見支援センター
- 注）※印は法人後見実施

広域実施

- ・尾張東部成年後見センター
(瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町)
- ・知多地域成年後見センター
(半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町)
- ・尾張北部権利擁護支援センター
(小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町)

東三河成年後見センター
西尾張成年後見センター

愛知県成年後見体制整備アドバイザー並びに権利擁護支援アドバイザー 派遣事業実施要領（案）

（目的）

第1条 本要領は、成年後見制度企画推進会議設置要綱に基づくアドバイザー派遣事業のアドバイザー及びその派遣について、必要な事項を定めるものである。

（機能）

第2条 アドバイザーは、下記の事項について実施するものとする。

- (1) 市町村等の求めに応じた、市町村権利擁護センターや中核機関の体制整備についての専門的見地からのアドバイス（体制整備アドバイザー）
- (2) 市町村等の求めに応じた、中核機関等の困難事案の権利擁護支援についての専門的見地からのアドバイス（権利擁護支援アドバイザー）

（実施主体）

第3条 成年後見制度企画推進会議とし、事務局を愛知県社会福祉協議会に置く。

（アドバイザー）

- 第4条 アドバイザーは、成年後見制度にかかわる法律、福祉等の専門的知識を有する者とし、基本的には、愛知県社会福祉協議会会長が委嘱した成年後見制度企画推進会議の各委員から派遣する。
- 2 アドバイザーは、地域の実情に応じて、上記の企画推進会議委員の他、国が実施した都道府県アドバイザー研修修了者を始め、委員の所属団体・機関等に属する有識者を派遣することができる。

（派遣の申請・決定）

第5条 アドバイザー派遣を希望する市町村等（注1）は、様式を問わず県社協に申し出るものとする。県社協は派遣内容に応じて企画推進委員に相談の上、アドバイザーの派遣調整を行う。

（守秘義務）

第6条 アドバイザーは、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（その他）

第7条 この要領に定めのない必要な事項は、別に定める。

（注1） 市町村等とは、中核機関、市町村行政、市町村社協をいう。

また、地域包括支援センター、障害者相談支援事業者等支援者・支援団体からの依頼については、当該市町村の中核機関、行政、社協を経由し申し出るものとする。

愛知県社会福祉協議会 成年後見制度体制整備アドバイザー
並びに権利擁護支援アドバイザー派遣事業について

令和4年3月に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画では、都道府県は権利擁護支援の助言の担い手として専門アドバイザーを活用し市町村支援の体制を確保する、と明記されました。

愛知県社会福祉協議会は、平成30年度から県の委託を受け委員会を設置し、市町村における権利擁護・成年後見制度の普及啓発と体制整備のため、アドバイザーの派遣や県域の研修会を通して市町村支援を行ってきました。

令和6年度は、専門職が地域に出向いて支援するアドバイザー派遣事業をより充実させ、下記のとおり実施いたします。

中核機関をはじめ、市町村行政・市町村社協におかれましては、貴地域の成年後見制度体制の利用促進と体制整備のため、ご活用いただきますようお願い致します。

【派遣事業の概要】

① 体制整備アドバイザー派遣

市町村の中核機関・センターの設置や機能の強化を図ることを目的に、専門職や先進地域の職員が現地に出向き、学習会や講演会、担当者会議等に参加して助言を行います。

メニュー例)

- ・中核機関の立ち上げ
- ・県または市町村が実施する市民後見人等養成研修を活用した住民の活躍支援方策
- ・権利擁護支援担当者や関係者へのさらなる理解促進

② 権利擁護支援アドバイザー派遣

市町村で解決が困難な個別事件について、司法・福祉の専門職や経験豊富な地域の職員が現地に出向き、関係者と協議しながら解決に向けて助言等を行います。

メニュー例)

- ・虐待・生活困窮・消費者被害等、複合課題など、個別困難事例への助言対応

【派遣の方法】

・市町村等からの依頼に基づき、本会成年後見制度企画推進会議委員を中心に、専門職及び先進市町村の職員をアドバイザーとして派遣し、関係者を対象とした研修会や会議を通して、助言や情報提供等を行います。

【派遣要請にかかる費用】

- ・無料（アドバイザーにかかる謝金・交通費等は本会が負担します）

【問い合わせ先】

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会 地域福祉部 （担当：中上）

〒461-0011 名古屋市東区白壁一丁目 50

Tel : (052) 212-5513 Fax : (052) 212-5514

E-mail : riyoushien@aichi-fukushi.or.jp